

(別添)

病床機能再編支援補助金の活用意向調査(追加募集分)について

このことについて、令和2年12月16日に、厚生労働省医政局から標記補助金の活用に係る照会がありました。

つきましては、令和2年度において当該補助金の支給を希望される医療機関は、下記の要領で事業計画書をご提出ください。

1 募集対象事業

病床機能再編支援補助金

- (1)病床削減支援給付金
- (2)医療機関統合支援給付金
- (3)借入資金に対する支援給付金

2 事業の概要

事業の概要は以下のとおりです。ただし、令和2年度の補助要綱等に基づくものですので、今後国からの通知等により変更が生じることがあります。

(1)病床削減支援給付金

○対象医療機関

- ・平成30年度病床機能報告で高度急性期・急性期・慢性期(以下「対象3区分」という。)の稼働病床を計上
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までに対象3区分の稼働病床を削減

○支給要件

- ・病床の機能分化・連携に必要な病床削減であると地域医療構想調整会議、医療審議会での協議のうえ、県が認めた病床削減
- ・病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下となること
- ・地域医療構想の実現を目的としない病床削減(経営困難等による自己破産による廃院等)は支給対象外

○支給額

病床稼働率	削減した場合の1床あたりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(2) 医療機関統合支援給付金

○対象医療機関

- ・平成30年度病床機能報告で高度急性期・急性期・慢性期(以下「対象3区分」という。)の稼働病床を計上
- ・地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加する医療機関

○支給要件

- ・地域医療構想達成のために必要な統合であると地域医療構想調整会議、医療審議会で協議のうえ、県が認めたもの
- ・統合関係病院等のうち1以上の病院が廃止となること(有床診療所化、診療所化も含む。)
- ・2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること
- ・統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上を削減すること

○支給額

病床稼働率	削減した場合の1床あたりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(3) 借入資金に対する支援給付金

○対象医療機関及び支給要件

- ・いずれも(2)の医療機関統合支援給付金と同様

○支給額

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までに統合により廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、存続する病院が金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額

3 提出要領

(1) 提出書類

募集事業	必要な書類
病床削減支援給付金	別紙2-1
医療機関統合支援給付金	別紙2-2
借入資金に対する支援給付金	別紙2-3

(2) 提出期限

令和3年1月5日(火)

(3)提出方法

(4)に記載の提出先の電子メールアドレス宛てに、事業計画書の電子ファイルを送信してください。

(4)提出先

福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係 福田

住 所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3328

FAX 092-643-3277

E-mail iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

4 その他

- 当該事業の補助金交付要綱・Q&A等は、福岡県ホームページ(下記のアドレス)で公開しております。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/byousyousaihenhsienn.html>)
- 当該事業の申請にあたっては、地域医療構想調整会議、福岡県医療審議会での協議が必要とされています。このため、補助金の申請以外にも、事業についての説明資料の作成、地域医療構想調整会議等への出席をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- 当該事業の申請にあたり、事業計画の内容によっては、有床診療所等スプリンクラー施設整備事業補助金をはじめとする補助金を県から受給したことがある医療機関は、財産処分の手続き(補助金の返還)が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。